

○石垣市公民館設置条例施行規則

平成30年3月29日

教育委員会規則第3号

石垣市公民館設置条例施行規則（昭和62年石垣市教育委員会規則第4号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、石垣市公民館設置条例（昭和59年石垣市条例第23号。以下「条例」という。）第16条に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（管理）

第2条 石垣市公民館（以下「公民館」という。）は、石垣市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理運営する。

（館長）

第3条 公民館に館長を置く。

2 館長は、いきいき学び課長が兼務する。

（開館時間）

第4条 公民館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、館長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

（休館日）

第5条 公民館の休館日は、次のとおりとする。

（1）年末年始休館日 12月29日から1月3日まで

（2）臨時休館日 特別の事情により、館長が休館を必要と認めた日

2 前項第2号の休館日には、館長はあらかじめその旨を掲示しなければならない。

（使用許可の申請）

第6条 公民館の使用許可を受けようとする者は、平得公民館使用許可申請書（様式第1号）を使用期日14日以前に教育委員会に提出しなければならない。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

（令4教委規則4・一部改正）

（使用の許可）

第7条 館長は、公民館の使用を許可したときは、平得公民館使用許可書（様式第2号）を申請者に交付する。

2 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可書を携帯し、職員の要

求があったときは、これを提示しなければならない。

(使用の取消し及び変更)

第8条 館長は、使用者が条例第10条の規定に違反したときは、使用の許可を取り消すことができる。

2 使用者が許可を受けた事項の変更又は使用の取消しを行うときは、平得公民館使用変更(取消)許可申請書(様式第3号)に前条の使用許可書を添えて教育委員会に提出しなければならない。

3 館長は、前項の申請が適当と認めるときは、平得公民館使用変更(取消)承認通知書(様式第4号)を申請者に交付する。

(継続使用)

第9条 公民館の継続使用は、3日間を限度とする。ただし、館長が認めたときはこの限りでない。

(特別設備の設置)

第10条 使用者は、公民館に特別の設備をし、又は設置しようとするときは、あらかじめ館長の承認を受けなければならない。

(使用者の遵守義務)

第11条 使用者並びに入場者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 建物、その他の施設及び設備等を汚損、又は損傷、滅失しないこと。
- (2) 教育委員会の許可を得ないで使用場所の変更並びに備品の使用をしないこと。
- (3) 所定場所以外での火気を使用しないこと。
- (4) 許可なくして壁、柱等に張り紙、釘打ち等をしないこと。
- (5) 許可なくして物品の販売、金品の寄付募集等の行為をしないこと。
- (6) 使用後は、清掃、使用備品の後片づけをすること。
- (7) 人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (8) 許可なくして危険物を持ち込まないこと。
- (9) 許可なくして動物を持ち込まないこと。ただし、身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬は、この限りでない。
- (10) その他、教育委員会の指示に従うこと。

(損害賠償)

第12条 使用者は、建物又は備品等を損傷又は滅失したときは、直ちに平得公民館損害・滅失届(様式第5号)を教育委員会に提出し、その損害を賠償しなければならない。

- 2 第8条第1項の規定により使用許可を取り消した場合、使用者が被った損害については、教育委員会はその責任を負わないものとする。

(使用料)

第13条 公民館の使用をしようとする者は、条例第12条及び規則第14条に規定する使用料を使用期日7日前までに納入しなければならない。ただし、次の各号に該当する場合は、館長の指定する日までに納入しなければならない。

- (1) 石垣市社会教育関係団体登録制度に関する要綱（平成30年石垣市教育委員会告示第2号）の規定により登録された団体が定期的に使用する場合
- (2) 使用期日14日前以降に使用申請があり館長が使用を許可した場合
- (3) その他教育委員会が認めた場合

(令4教委規則4・一部改正)

(使用料の減免)

第14条 次の各号に該当する場合は、使用料を別表に定める額に減額又は免除することができる。

- (1) 市の行う社会教育等の事業で使用する場合 免除
- (2) 石垣市社会教育関係団体登録制度に関する要綱（平成30年石垣市教育委員会告示第2号）の規定により登録された団体が使用する場合 減額
- (3) 青少年の健全育成に資する活動を行うと認められた団体が使用する場合 減額
- (4) 教育委員会が特に必要と認めた場合 免除

(令4教委規則4・一部改正)

(使用料の返還)

第15条 次の各号に該当する場合は、納入された使用料の全部又は一部を返還することができる。

- (1) 自然災害等、その他使用者の責に帰することができない理由により使用できなくなった場合 納入金額の全額
- (2) 使用日の5日前までに使用取消申請をした場合 納入金額の5割額
- (3) 第14条第2号又は第3号の規定により使用料の減額を受けた団体が使用日の5日前までに使用取消申請をした場合 納入金額の全額
- (4) その他、教育委員会が相当な理由があると認めた場合 納入金額の5割額から全額

- 2 使用料の返還を受けようとする者は、平得公民館使用料返還申請書（様式第6号）を教育委員会に提出しなければならない。

(冷房利用期間)

第16条 公民館の冷房利用期間は、原則5月1日から10月31日までとする。ただし、館長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(館長専決)

第17条 館長は、施設、備品の管理に関することを専決することができる。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年教委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年教委規則第4号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表 (第14条関係)

種別	区分	午前	午後	
		9時から正午まで	正午から5時まで	5時から10時まで
ホール	平日 (月～金)	1,000円	1,000円	1,000円
	その他 (土日・祝日)	1,200円	1,200円	1,200円
会議室		500円	500円	500円

※冷房利用料 1時間300円

様式第 1 号（第 6 条関係）

平得公民館使用許可申請書					
石垣市教育委員会 様			年 月 日		
			住 所 団体名 代表者 電 話		
下記のとおり平得公民館を使用したいので申請します。 なお、使用時においては、関係条例及び規則を遵守し館長の指示に従います。					
使 用 目 的			予定人員	人	
催し物の内容					
使用する施設	2 階ホール ・ 1 階会議室				
施 設 名	年月日（曜）	使 用 時 間		事務局記入欄	
1	年 月 日（ ）	時 分 ～ 時 分			
2	年 月 日（ ）	時 分 ～ 時 分			
3	年 月 日（ ）	時 分 ～ 時 分			
4	年 月 日（ ）	時 分 ～ 時 分			
5	年 月 日（ ）	時 分 ～ 時 分			
会場責任者氏名			電話		
入 場 料 金	1 無料 ・ 2 有料（前売 ）（当日 ）			冷房使用 有 ・ 無	
使 用 料 減 額 ・ 免 除	石垣市公民館設置条例施行規則第 14 条（該当番号に○印） 1 市の行う社会教育等の事業で使用する場合 2 石垣市社会教育団体登録制度に関する要項の規定により登録された団体が使用する場合 3 青少年の健全育成に資する活動と認められた団体が使用する場合 4 教育委員会が特に必要と認めた場合				
【事務局記入欄】					
使 用 料	基本使用料		減額・免除額		
	円		円		
納入予定額					
円					
上記のとおり平得公民館の使用を許可してよろしいですか。					
教 育 長	部 長	館 長	補 佐	係 長	係
受 付 番 号					
第 号					
年 月 日					

様式第2号（第7条関係）

平得公民館使用許可書				
様			年 月 日	
			石垣市教育委員会 教育長	印
下記のとおり平得公民館の使用を許可する。				
使 用 目 的			予定人員	人
催し物の内容				
使用する施設	ホール ・ 会議室			
施設名	年月日（曜）	使 用 時 間		事務局記入欄
1	年 月 日（ ）	時 分 ～ 時 分		
2	年 月 日（ ）	時 分 ～ 時 分		
3	年 月 日（ ）	時 分 ～ 時 分		
4	年 月 日（ ）	時 分 ～ 時 分		
5	年 月 日（ ）	時 分 ～ 時 分		
使 用 料	基本使用料	減額・免除額	納 入 額	
	円	円	円	
許可条件	(1) 建物、その他の施設及び設備等を汚損、又は損傷、滅失しないこと。 (2) 教育委員会の許可を得ないで使用場所の変更並びに備品の使用をしないこと。 (3) 所定場所以外での火気を使用しないこと。 (4) 許可なくして壁、柱等に張り紙、釘打ち等をしないこと。 (5) 許可なくして物品の販売、金品の寄付募集等の行為をしないこと。 (6) 使用後は、清掃、使用備品の後片づけをすること。 (7) 人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。 (8) 許可なくして危険物を持ち込まないこと。 (9) 許可なくして動物を持ち込まないこと。ただし、身体障害者補助犬法（平成14年法律49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬は、この限りでない。 (10) その他、教育委員会の指示に従うこと。			

様式第3号(第8条関係)

平得公民館使用変更(取消)許可申請書			
石垣市教育委員会 様		年 月 日	
		住 所 団体名 代表者 電 話	
次のとおり平得公民館の使用変更(取消)をしたいので申請します			
使 用 年 月	年 月 日 (曜 日)		
使用の目的	(催し物の名称)		
使用の内容			
変更(取消) の 理 由			
申請した使用する施設名及び使用時間			
施 設 名	年 月 日	曜 日	使 用 時 間
			時 分 ～ 時 分まで
			時 分 ～ 時 分まで
			時 分 ～ 時 分まで
			時 分 ～ 時 分まで
			時 分 ～ 時 分まで
会場責任者	電話 ()		
注意 この申請は、使用日の5日前までに「平得公民館施設使用許可書」(様式第2号)を添付のうえ、提出してください。			

様式第 4 号(第 8 条関係)

平得公民館使用変更(取消)承認通知書			
		年 月 日	
様		石垣市教育委員会 教育長 印	
年 月 日付で申請のあった平得公民館の使用変更(取消)については次のとおり承認する。			
使用の目的			
使用の内容			
変更(取消) 理 由			
使用する施設名及び使用時間			
施 設 名	年 月 日	曜	使 用 時 間
	年 月 日		時 分 ～ 時 分
	年 月 日		時 分 ～ 時 分
	年 月 日		時 分 ～ 時 分
	年 月 日		時 分 ～ 時 分
	年 月 日		時 分 ～ 時 分
承 認 条 件	石垣市公民館設置条例施行規則を遵守すること。		

様式第 5 号(第 12 条関係)

平得公民館損害・滅失届			
年 月 日			
石垣市教育委員会 様		住 所 団体名 代表者 電 話	
印			
次のとおり損傷・滅失したので申請します。			
損傷・滅失 年 月 日	損傷・滅失箇所(物件)	数量	損傷・滅失の内容又は程度

【事務局記入欄】

教 育 長	部 長	館 長	補 佐	係 長	係	受 付 年 月 日
						年 月 日
備考						

様式第6号（第15条関係）

平得公民館使用料還付申請書							
年 月 日							
石垣市教育委員会 様							
住 所 団体名 代表者 電 話							
印							
下記のとおり平得公民館使用料の還付を受けたいので申請します。							
使用料納付日	年 月 日（領収書の写し添付）						
納 付 金 額	円						
使 用 施 設	ホール ・ 会議室						
許 可 月 日 及 び 番 号	年 月 日 許可第 号 （許可書写し添付）						
申 請 理 由	(1) 自然災害等、その他使用者の責に帰することができない理由により使用ができなくなった場合 納入金額の全額 (2) 使用日の5日前までに使用取消申請をした場合 納入金額の5割 (3) 第14条第2号又は第3号の規定により使用料の減額を受けた団体が使用日の5日前までに使用取消申請をした場合 納入金額の全額 (4) その他、教育委員会が相当な理由があると認めた場合 納入金額の5割から全額						
【事務局記入】							
納 入 使 用 料			還 付 割 合			還 付 額	
円			全額 ・ 5割			円	
教 育 長	部 長	館 長	補 佐	係 長	係	受付年月日	
						年 月 日	
備考							

様式第 1 号 (第 6 条関係)

(令元教委規則 5・令 4 教委規則 4・一部改正)

様式第 2 号 (第 7 条関係)

様式第 3 号 (第 8 条関係)

(令元教委規則 5・一部改正)

様式第 4 号 (第 8 条関係)

様式第 5 号 (第 12 条関係)

様式第 6 号 (第 15 条関係)